

N関労東 第09 - 08号
2010年02月19日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努 殿

東日本NTT関連合同労働組合
執行委員長 齋藤 隆靖

要 求 書

2010年の2月に実施した東日本NTT関連合同労働組合のアンケート集約によりますと組合員の生活は毎月が赤字で苦しいとの声が増えています。会社の賃金負担を増加させないで働く労働者同士の賃金差別を助長している成果主義賃金制度については、一生懸命働いても多くの人達が低い評価であり、不満が拡大しています。コスト削減を目的とした各施策合理化により、個人申告事務、1人あたりの作業量、労働時間そして通勤時間が増え続け仕事に対する不満は高まる一方です。会社は株主へは配当金を計上し、その富の源泉を生み出している労働者へはここ数年実質的な賃下げが続いています。当労働組合としましては、会社に対して以下の労働・労働衛生・労働福祉そして、人として生きていける賃金及び職場改善要求をしますので、会社側の誠意ある回答を3月5日までに文書にて求めます。

記

1、賃金引き上げについて

- (1) 資格賃金を一律月額50000円引き上げること。
- (2) 2010年度の特別手当を基準内賃金の6ヶ月分を支給すること。
- (3) 扶養手当の配偶者及び配偶者を欠く第1子の手当として、3万円を支払うこと。
- (4) 扶養手当の、扶養家族1人について、5000円増額すること。
- (5) 地域会社の賃金水準および諸手当をNTTに準拠させること。

2、地域会社の労働条件について

- (1) 地域会社での労働条件を向上させることが可能な委託費を保証すること。
- (2) 地域会社委託業務の変更は、地域会社で働く労働者への労働条件に重大な影響を与えるため事前に説明を行うこと。

3、派遣社員・非正規社員の労働条件について

- (1) 派遣社員の時間給を250円以上引き上げ、及び通勤費の実費支給とするよう派遣元会社への契約改善を行なうこと。
- (2) 非正規労働者への性、風貌そして言動等による差別をなくし均等待遇すること。
- (2) 失業保険、社会保険に未加入の非正規労働者は派遣元会社に是正を求めること。
- (3) 偽装請負、違法派遣は行わないこと。
- (4) 非正規社員に対しては、社員化を行なうこと。
- (5) 雇用替に対しては事前に本人説明を行い、本人希望の雇用継続をおこなうこと。

4、「成果・業績主義賃金」制度について

- (1) 「成果・業績主義賃金」制度を廃止し、年齢賃金を設け60歳まで定期昇給を行うこと。
- (2) 月例賃金、特別手当そして退職手当をD評価の対象としないこと。
- (3) 休職中及び、病気休暇中は評価の対象としないこと。
- (4) 納得がいかない評価には苦情処理委員会的制度の創設すること。
- (5) 評価は公平性・透明性・納得性を担保するために、口頭説明でなく文書をもって行うこと。
- (6) 評価結果は各評価の分布数、率を明らかにすること。
- (7) 「人事・給与制度見直し」について
新一般資格1級への「入学基準」の導入を撤回し、標準的年数による自動昇格とすること。
現在の退職手当の水準を低下させないこと。

5、50歳退職・再雇用制度について

- (1) 大幅な賃金引き下げであり、直ちに廃止すること。
- (2) 「説明と確認」に名を借りた執拗な退職強要は不当労働行為であり辞めること。
- (3) 現行60歳の定年とする定めを65歳とすること。

6、「高年齢者・雇用安定法」に基づき50歳退職・再雇用制度を別扱いとし、全ての社員に65歳までの雇用を保障すること。

7、広域配転および単身赴任について

- (1) 配置転換については労働組合と事前に協議し、ILO156号条約・165号勧告を遵守し、本人や家族・家庭の事情、健康状態等を十分配慮し、本人の同意を得て行うこと。

- (2) 単身赴任期間は最高 2 年間とし、赴任期間中に本人や家族の事情・健康に問題が生じた場合は速やかに単身赴任を是正すること。
- (3) 単身赴任手当は月額 1 0 万円とすること。
- (4) 遠距離通勤を解消し、通勤時間は原則 1 時間 3 0 分以内とすること。
- (5) 育児・介護休業法等を遵守し、本人・家庭の事情を考慮し以下の配転を行うこと。
 - 難病の妻を抱える H₀(神奈川支店)を、人道的立場から品川 ツインズビルをはじめ自宅近隣の職場へ配転させること。
 - 高血圧、無呼吸症候群の症状を抱える Y (コンシューマ事業推進本部東京センタ勤務)を、千葉センタへ配転させること。
 - 病気の妻と幼少の子供を抱える H_a(コンシューマ事業推進本部埼玉センタ勤務)を、千葉センタへ配転させること。
 - 病気の妻を抱える W(コンシューマ事業推進本部東京センタ勤務)を、千葉センタへ配転させること。

8、時間外労働について、

- (1) 長時間労働の抑制から、時間外手当の割増率を 1 0 0 分の 1 5 0 に乗じた額に上げること。
- (2) 深夜・休日労働の割増率を 1 0 0 %に引き上げること。
- (3) 時間外労働の上限規定を月 2 0 時間、年間 1 5 0 時間に規定すること。

9、年間所定休日方式の導入について

- (1) 年間休日設定方式は社員の休日日数を同じくする考えは否定するものではないが、交替勤務者の国民の祝日、年末年始、土・日曜勤務に対する補償を行うこと。
- (2) 祝日相当日の休日設定ではなく、代替休暇扱いとすること。

1 0、改正労基法に伴う、時間を単位とした年次有給休暇の導入について

- (1) 時間単位の年次有給休暇に取得日数の上限を設けないこと。
- (2) 2 時間年休の廃止は労働条件の不利益変更であり撤回すること。

1 1、「社員の個人所有等パソコンの自己点検・自主点検」の実施について

- (1) 2 0 1 0 年度の「社員の個人所有のパソコンに対する自己点検」はプライバシーの侵害であり実施しないこと。
- (2) 2 0 0 8 年 1 2 月に「個人所有等パソコン自己点検・自主点検」を実施して以降の N T T 東日本グループ内で個人情報・会社情報の漏洩があった件数、事例を明らかにすること。
- (3) P C 点検作業は 1 時間とする限定とすることなく、必要な時間保障すること。

(4) 会社所属の個人情報が出社した場合の詳細な情報公開を徹底する事。

12、土休日営業について

- (1) コンシューマ事業推進本部での土休日営業については直ちに止めること。
- (2) 育児・介護休業法対象者、健康管理が必要な者そして頸腕罹病者は適用除外とする事。
- (3) 週休の単独設定を止め、全て2日の連続設定とすること。

13、全社員販売の強要を止め、評価の対象から外すこと。

14、福利厚生に関する改善要求

- (1) 社宅の定年制を廃止し、安心して社宅に入れる制度を確立すること。
- (2) カフェテリアポイントについて
カフェテリアポイントを増し、2年間繰り越し可能とすること。
書籍・CD補助, 団体保険等メニューを拡大し利用しやすい内容の充実を図ること。
- (3) 食堂補助金の増額をすること。

15、企業年金行政訴訟は08年7月9日の東京高裁での判決を受け止め最高裁の上告を取り下げること。

16、健康と安全労働に関する要求について

- (1) 人間ドックについて
検査内容を充実させること。
検査期間は勤務扱いとし病院までの交通費を支払うこと。
病院は所属エリアに特定しないで、居住する県でも受けられるようにすること。
病院選択にあたり現行の意図的な倍率は、廃止し全て公平な抽選とすること。
- (2) 抜歯等の治療としてのインプラント通院は病休扱いとすること。
- (3) 各事業所の休憩室、トイレなどを「快適職場環境形成の指針」に従って完備、整備すること。
- (4) コンシューマ事業推進本部、営業推進部、マーケティング部門、東京、千葉そして、埼玉センタの改善について
電子レンジ及び茶器セットの充実を行うこと。
営業職場の担当フロア毎に救急箱を常時設置すること。
事務用品の充実を行うこと。
机の離間距離を220センチ以上とすること。

トイレをすべてウォシュレットにすること。

休憩室に地デジ対応フレッツテレビ、マッサージ機・フットマッサージ機を設置すること。

各複数の者が横になれる休憩室を確保すること。

外販担当者へ靴と背広代を現金で支給すること。

(5) ITイノベーション部の金町ビル職場改善について

個人用ロッカーを貸与すること。

分煙室を設けること。

(6) 神奈川支店法人営業部(横浜ラウンドマークタワーブル47階)に臥床できる

休憩室を設置すること。

17、電気通信事業法の「国民の利便の確保を図る」ことから、営業窓口拠点を増やすことまた公衆電話のこれ以上の削減は行わないこと。

18、自己都合でのマンション等賃貸契約該当者への家賃補助費として年齢制限無しで、月3万円とすること。

19、自家用車通勤者の月額通勤費を距離毎に20%増額すること。また、駐車場料金を支給すること。

20、60歳超え契約社員の労働条件について、下記の点を総合会社へ改善を指導すること。

(1) フルタイム・隔日勤務者・ショートタイムの賃金を月給制にすること。

(2) 時間給を250円以上引き上げること。

(3) 各種休暇、手当は社員と同等にすること。

(4) 人間ドック、カフェテリアプラン利用、食事補助制度、健康診断の内容を社員と同等・同額にすること。

(5) 団体交渉参加など勤務時間内の組合活動や組合休暇の扱いについて、社員就業規同様に契約社員就業規則に明記すること。

21、東日本NTT関連合同労働組合の組合事務室、及び掲示板を他労組と差別することなく設置すること。

(1) 各支部にも組合事務室を設置すること。

(2) 組合員が所在する職場に組合掲示板を設置すること。

以 上